

平成20年度
市政執行方針

(平成20年2月27日)

稚内市長 横田 耕一

【目次】

1 序 文	・ ・ ・ 1
2 基本方針	・ ・ ・ 2
3 重点化施策	・ ・ ・ 6
4 主要施策	・ ・ ・ 18
5 結び	・ ・ ・ 28

【序文】

平成 20 年第 2 回稚内市議会定例会の開催にあたり、私の市政に対する執行方針を申し述べ、市民の皆さん並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が 3 期目の市長に就任以来、間もなく 1 年を迎えようとしております。3 期目のスタートである平成 19 年度を振り返ると、食品の偽装表示問題などが相次ぎ、「食の安全・信頼」が大きく揺らいだ年でありました。

また、原油高騰は、国内経済に大きな影響を与えており、特に、本市の経済状況が依然厳しい中で、市民生活や産業にとって大きな痛手となり、益々地域経済が冷え込むことが懸念されます。

このような状況の中で自治体が果たすべき役割は、市民の誰もが安全で安心な生活が続けられる環境を整えることにあり、そうした地域社会の実現に向けて、汗と知恵を絞り、市民との信頼を軸とした市政運営こそが重要であると確信しております。

本年は、昨年4月に施行した「自治基本条例」を核とする「協働のまちづくり」を進展させるとともに、次の時代へとつなげる新たな総合計画の策定、都市再生事業の推進を図る一方で、ごみの分別減量化の促進に早急に取り組み、循環型社会への転換を加速させます。

さらに、次代の主役である子どもたちのすこやかな成長への支援など、新たな時代を担う人づくりに積極的に取り組みます。

また、新年度は、市制施行60年・稚内港開港60年の節目の年を迎えることから先人の足跡をもう一度多くの市民とともに振り返り、それを私達の財産として、市民の皆さんが誇りを持って住み続けられるまちづくりに全力を傾注してまいります。

【基本方針】

まず、私の市政運営に対する基本的な考え方について申し上げます。

第一は、「行財政運営の考え」についてであります。

国内経済は、様々な要因により先行きに対する不透明さが増してきております。都市部と地方の経済格差や生活格差の拡大が続いており、一方で人口が長期にわたって減少する社会が現実となり、消費需要など社会全体が縮小していくという、大変厳しい時代に直面しております。

地方自治体は、国の「三位一体改革」により税源移譲が行われたものの、地方交付税の減額などの措置により、厳しい財政運営が続いています。

昨年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる「財政健全化法」が施行され、地方公共団体の財政運営に関する新たな制度がスタートしました。

平成19年度決算から、全会計に対する赤字比率や出資法人等を含めた将来負担比率などを基準とする4つの指標に基づいて、財政状況を議会へ報告し、公表することが義務付けられました。

本市では、早速これらの基準に対応するため、現在、検証・分析を進めておりますが、現時点では国が示した基準を超えるもの

はないと判断しております。

今後とも、「希望の持てるまち」を次世代へ引き継ぐために、貴重な経営資源を「選択と集中」により効果的・戦略的に配分、活用し、将来に渡って健全で持続可能な財政構造を構築することが私に課せられた責務であると考えております。

第二は、「自治基本条例を核とした協働のまちづくり」の推進についてであります。

自治基本条例が施行され、1年を迎えようとしております。この条例は、住民自治の原点に立ち返り、自治の主体である市民・議会・行政それぞれの責任と役割を明確にし、まちづくりの基本原則に基づき自主・自立のまちづくりを進めようとするものであります。

そのためには、市政全体に基本条例の理念の共有と浸透を図ることが重要であり、関連条例の整備や制度設計に向けた取組みを精力的に進めているところであります。

その一つが、地域課題の解決に地域で取り組む仕組みづくりであり、住民自治組織を強化し、地域内分権を進めるというものであります。市民との協働に基づく自治の確立を目指し、検討を進めてまいります。

第三は、「地方分権に対する考え」についてであります。

平成12年の地方分権一括法、18年12月の地方分権改革推進法施行以来、地方分権の形づくりは一定程度進められておりますが、引き続き持続可能な基礎自治体のあり方を真摯に議論することが求められております。

現在議論が進められている道州制による分権が進んだあと、本市を中心とした生活経済圏域としての今のエリアが、いかにあるべきかも考え、提言することが必要であります。

現在の合併新法は22年3月で期限を迎えます。29次地方制度調査会において、その後の基礎自治体の組織等のあり方や、小規模自治体における事務の担い手がどうあるべきか検討されており

ます。

地方分権に対応できる基礎的な自治体の規模とその役割を考
えるとき、合併問題は避けて通れないものであり、それぞれの自
治体が合併の効果等を十分検証し、将来の姿を描くことが急務で
あると考えます。

この圏域では、本市が中心的な役割を担うことが求められてお
り、この地域全体がどうあるべきか主体的にリードすべきと考え
ております。

【重点化施策 1】

次に、平成 20 年度の 5 つの重点化施策について、その視点と
取組みについて述べさせていただきます。

最初は、「次期総合計画の策定」についてであります。

現在の「第 3 次稚内市総合計画」は、平成 20 年度をもって終
了することから、本年度から新たなまちづくりの指針となる次期
総合計画の策定の作業を進めております。

本市のまちづくりの指針である「自治基本条例」の理念に基づいて、将来のまちのビジョンを市民と行政が協働し、「まちづくりは自分たちの手で」という気持ちを一つにして計画を作り上げることが大切であります。

計画は、市民満足度調査等に基づくニーズを反映させながら、市民とともに、10年間にわたる本市のまちづくりの方向性を描いてまいります。

現段階は、「基本構想」の素案を「稚内市総合計画審議会」においてご審議いただいているところであります。今後、「基本構想」を実現するための施策を示す「基本計画」の策定に着手し、平成20年度中に議会の議決を経て、平成21年度から平成30年度までを計画期間とする「第4次稚内市総合計画」を策定いたします。

【重点化施策 2】

次に「魅力ある観光地づくり」についてであります。

市民が安心して暮らし続けるためには、確かな雇用の場と安定

した収入が確保されることが必要です。そのためには、産業が元気でなければなりません。

本市には、豊かな自然や貴重な地域資源が多く存在し、潜在的な魅力や能力が、まだたくさんあるものと考えております。それらを掘り起こし、新たな魅力を創造することで、経済活動へと結び付けることが大切であり、様々な産業が連携し、活力に満ち溢れる新たな姿を目指す必要があると考えております。

活力あるまちの創生を目指す「都市再生事業」は、交通の結節点でもある中心市街地の賑わいを取り戻し、稚内の新たな顔として観光客や市民が集える場を創出することを狙いに取り組んでおります。

その中で、まちなか居住を推進し、安心して利便性の高い市街地を実現するとともに、文化や歴史を肌で感じていただけるまち歩きのゾーンを形成してまいります。

昨年9月に、これまでの計画に加え、新たに高齢者向け住宅事業者の計画参加への意向が示されたため、改めて事業計画の見直しを行ってきたところであります。

20年度は、駅前広場整備とJR駅舎等の関連事業との連携を図りながら、再開発ビルの建設着手に向けた再開発組合の設立や用地取得を進めるとともに、新たな中心市街地活性化基本計画を策定することとしています。

観光は、裾野の広い産業であり、観光の活性化が市内経済を元気にすると言っても過言ではありません。しかし、観光の入込み客数は減少に歯止めがかからない状況が続いており、観光の再生は、待ったなしの状況であります。

このため再生の鍵を握るのが、昨年の所信表明でも述べさせていただきましたが、「稚内ならでは」と「おもてなしの心」であり、稚内を訪れた方々が来てよかったと思う満足感を与えるまちでなければなりません。

そのキーワードの一つが「食」であります。昨年から豊かな自然の恵みを活かす「おいしい食」の創作に向け、「食の委員会」を立上げ、観光・飲食業等の関連団体の皆さんや、専任のアドバイザーとともに、地元食材の見直しや再発見等新たな「食」づくりを進めております。

20年度には、四季折々の料理レシピを作成することとなっております。しかし、これは作って終わりとするのではなく、市民や観光客の皆さんにしっかり知ってもらい、食していただくことが大切であり、様々な機会を捉え、味わっていただく場の提供や情報の発信などを強力に進めなければならないものと考えております。

また、稚内を訪れた方々に、楽しく心を癒されるまちと感じていただくためには、市民の皆さん一人ひとりが「おもてなしの心」を持って接することが必要です。

先ず、市民の皆さんがわがまちを知り、語るができるガイド役となることが必要と考え、「観光マイスター制度」の創設に着手しました。この制度によって、多くの方々に「ガイドの達人」になっていただけることを期待しております。

市内経済の活力を増すには、いかに交流人口を増やすかが課題となります。

このため、イベント・コンベンションを積極的に誘致することも大切な方策であり、誘致や受け入れ体制の強化を早急に図る必要があります。

多くの方々に、稚内に触れ、感じていただき、もう一度訪れたいと感じるまちを市民総ぐるみで作り上げていきたいと考えております。

【重点化施策 3】

次に、「人と地球にやさしいまちづくり」についてであります。

地球温暖化をはじめとする環境問題は深刻化の一途をたどり、市民一人ひとりの環境に対する意識も高まってきております。しかし、今一度地球環境のため、自分に何ができるのかという観点で、自分の生活を見直し実践することが大変重要と考えております。

分別収集の拡大によりリサイクル率の向上を目指し、20年度は、4月から金属ごみの分別収集を開始し、更に、「廃プラスチック中間処理施設」を整備し、廃プラスチックや白色トレイの分別収集を開始することとしております。また、廃棄物中間処理施設建設に向け、基本的な調査に着手いたします。

ごみ有料化については、現在、稚内市廃棄物減量等推進審議会においてご審議いただいております。先般「家庭系ごみについては、本年10月からの有料化実施は妥当」との中間答申を受けたところであります。

市としても、ごみの減量化対策だけでなく、ごみ処理に要する経費が多額であり、全てを一般財源でまかなうことは困難であることから、排出者負担を求めざるを得ないと判断しており、審議会報告や議会での議論、市民周知の進捗など様々な状況を勘案して進めてまいります。

ごみ問題は、日常生活に直結することであり、市民の協力とご理解が不可欠であります。

情報の提供だけに止まらず、直接市民に対し積極的に説明する出前講座を行うなど様々な機会を捉え、徹底した周知活動を展開したいと考えております。

本市では、自然環境を活かした自然エネルギーを活用する取り組みを積極的に進めております。

日本で最大級の風力発電施設群や太陽光発電実証研究施設などが

あり、これらの施設を中心として、自然エネルギーなど地球環境にやさしいエネルギーの研究や活用を推進するほか、市民全体で省エネルギーや資源の節約に取り組む「もったいない」を意識した生活スタイルに転換を図る必要があります。

既に行っている環境家計簿の取組みの輪を、更に、市民一人ひとりがエコを意識した生活スタイルを実践する取組みに広げるとともに、市民、事業者、市による「仮称 環境づくり会議」を設立し、実践的な環境保全の活動を全市的に取り組んでいこうと考えております。

【重点化施策 4】

「安全で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

地域の医療体制の充実は、市民にとって切なる願いであります。地域の中核病院としての市立病院は、市内開業医の皆さんとともに医診連携により地域医療体制を守ってきたところです。

最近、多くの地方都市において医療過疎が顕著となる中、市立

病院で安心して子どもを産む体制などが堅持されていることは、市民の願いに応えるものであり、病院長をはじめとする関係者の地域医療に対する強い思いの成果であると考えております。

市立病院は、「サービスアップの推進」を柱に、患者満足度調査や職員接遇研修を実施し、職員の意識改革を促しており、これにより「市立病院は変わった」との評価もいただいております。

病院事業は、昨年4月から地方公営企業法の全部適用に踏み切っており、新年度も事業管理者のもと職員が一丸となり「経営改善プラン」に基づく経営の改善を図ってまいります。

地域医療の充実を図るためには、一次医療を担う開業医の皆さんと市立病院との機能分担や連携など、医療ネットワークの充実を図る必要があります。成果につながる開業医誘致制度とするため、開業を目指す勤務医と意見交換を行い、診療所の開設に関する開設ニーズを的確に把握してまいります。

一方で、医師会と市内の中学校校長が中心となり、子どもたちが地域医療について考え、学ぶ場を設けたことは地域や子どもた

ちにとって大変意義あることであり、今後さらに市民全体で地域の医療のあり方について議論を深める場が必要と考えております。

次に、災害に強いまちづくりについてであります。

昨年の津波警報の発令や、最近の研究から本市の近傍に活断層の存在が改めて発表されるなど、自然災害に対する関心が高まる中、市民が安心して住むことができる災害に強いまちづくりを進めなければなりません。

そのため、地域防災力の向上を目指し、現在ある三つの「自主防災組織」との連携を強化するとともに、新たな組織化に向け関係機関、団体に強く働きかけを行ってまいります。

更に、津波避難対策として、近隣自治体はもとより管内自治体と連携し、国、道に対し早期の「津波防災対策」の確立を強く要望してまいります。

また、避難路の確保など、地域の実情にあった避難体制の確立に向け、取組みを進めてまいります。

市内の建物の耐震化を促進することも必要であることから、「耐

震改修促進計画」の策定も進めてまいります。

安心な市民生活を確保するため、生活に直結するライフラインの耐震化の促進も重要であります。20年度は、水道水供給の要の一つである北辰ダムからの導水管の耐震化の更新に着手します。併せて、配水管など水道施設についても積極的に耐震化に向けた更新を進め、安全で安定した水道水の供給に努めてまいります。

【重点化施策 5】

次に、「安心して子どもを産み育てる環境づくり」についてであります。

少子化の進展に伴い、全国各地で様々な取組みが行われておりますが、本市はいち早く安心して子どもを産み育てる環境づくりに向けての対策を講じてきたところであります。

これまで実施している在宅育児支援事業の一層の充実と、子育て家庭への経済的な負担の軽減を継続するとともに、地域に子育て支援の拠点づくりを実施します。

更に、制定を予定している「男女共同参画条例」の基本理念につながる、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、多様な働き方に対応した保育サービスの充実や子育て支援事業を実施してまいります。

引き続き、就学前児童の養育環境の整備と保育所待機児童ゼロを目指し、私立幼稚園が保育業務に参入する4箇所目の「幼保一元化施設」の支援も行っております。

また、子どもが欲しくてもできない夫婦に対し経済的、精神的な負担の軽減を図るため、特定不妊治療への支援を継続いたします。

以上が20年度の重点化施策であります。

次に、今まで申し上げてまいりました重点化施策に加え、主要な施策について、基本政策に沿って順次申し上げます。

【主要施策 1】

最初は、「いきいき安心なまち」の実現に向けての施策についてであります。

高齢者の皆さんは、本市発展の礎を築いてこられた方々であり、豊富な知識や経験を兼ね備えた多くの方に今後も活力ある地域社会づくりを担っていただきたいと考えております。そのため、健康で元気に暮らし続けるための取組みとして、本年から高齢者を対象に「肺炎球菌予防接種」に対する助成制度を創設し、20年度においても継続して実施いたします。併せて、各種検診の充実や健康づくり事業を推進し、保健予防を重点に高齢者の健康の維持増進を図ってまいります。

また、近年増加している認知症は、まだ病気の理解度が低く、高齢者本人や家族が悩んでいることも少なくない状況です。このため、地域で暮らす認知症の人や家族を日常的に支援するために「認知症サポーター」の養成を進めるとともに、地域や職場で認知症を理解してもらうための講座を開催するなど、認知症に対する支援体制を一層充実してまいります。

一方、認知症の予防や脳の健康を維持するため、市民講座として「脳の健康教室」を開催し、20年度はモデル町内の選定を行い、開催箇所の拡大を図ります。

障害のある人もない人も、ともに支えあい安心して暮らすことのできるまちづくりを進めなければなりません。

本年7月20日に、本市と豊富町を会場として「第46回北海道障害者スポーツ大会」が、ボランティアなど関係者を含め約1,400名が参加し開催されます。

本市の会場では、「車椅子バスケットボール」など7つの団体競技が開催されます。この大会を通して、多くの市民に障害のある方への理解を深めていただき、参加選手の思い出に残る大会となるよう、スポーツ、福祉関係団体をはじめボランティアのご支援、ご協力のもと、大会の成功に向け万全な準備を進めてまいります。

市民が犯罪や交通事故に遭遇しない安全で安心なまちづくりの実現を目指し、今定例会に「稚内市防犯及び交通安全の推進に関する条例」を提案しております。この条例の制定を機に、市民

の防犯や交通安全意識の高揚を図り、地域関係団体と協働し更なる防犯活動や交通安全運動を推進するものであります。

20年度は、道の防犯活動推進地区への指定に向けた取組みや公用車による防犯啓発など、地域総ぐるみにより犯罪や交通事故のない地域社会を目指します。

持続可能なまちを実現し、市民が安心して暮らすためには、一層の行財政改革を推進する必要があります。

職員の定員適正化については、昨年から第三者による行政診断を基に全庁的に検討を重ねてまいりました。その結果を踏まえ定員適正化計画を策定し、計画的な職員採用を行ってまいりたいと考えております。

一方で、昨年策定した「稚内市人材育成基本方針」を基に、計画的な人材育成に取り組み、組織全体の力を向上させてまいります。

財政健全化法が施行され、一般会計だけでなく企業会計や市が

出資する団体、いわゆる第三セクターをも含めた総体としての財政の健全性が求められております。

特に、第三セクターの今後については、総務省の指針に示された改革の流れを踏まえ、現在、宗谷畜産開発公社と稚内市土地開発公社については整理解散に向けた作業を進めているほか、他の第三セクターにおいても市の関与等を含め、抜本的な見直しを進めているところであります。

また、行財政改革の推進を図るため、指定管理者制度の導入を積極的に進めています。

20年度は、「稚内総合文化センター」への制度導入を行う一方で、18年度に指定管理者制度を導入した施設の指定期間が終了することから、制度の効果や管理経費について改めて検証を行ってまいりたいと考えております。

【主要施策2】

次に、「活力ある元気なまち」の実現についてであります。

次世代へつなげる都市基盤の整備は、将来を見据え計画的かつ

確実に実施していく必要があります。

マリンタウンプロジェクトの第2期事業として、国内・国際フェリーの機能の集約化を目指す両フェリーターミナルは、本年5月にオープンする予定であります。

また、北ふ頭地区の緑地などの整備を進め、このプロジェクトと中心市街地の再生との連携を図り、市民も観光客も「まち歩き」を楽しむ新たな市街地ゾーンの形成を目指してまいります。

更に、稚内港の港湾機能の強化充実を図るための整備を着実に行ってまいります。

交通アクセスの機能の向上は、地域経済の活性化や救急搬送体制などから大変重要であります。

国道40号の高規格化、国道238号の整備促進、併せてJR宗谷本線の高速化の一日も早い実現を国や関係機関に強く要望してまいります。

稚内空港は、特に冬季間の就航率が低く、信頼性の回復が急がれておりましたが、昨年から国直轄事業により、滑走路延長の工

事に着手し、21年度には完了する予定となっております。このことにより、冬季間の就航率の向上が期待され、本市の経済にも好影響があることを望んでおります。

本市の公共交通は路線維持が厳しくなっていることから、地域住民の利便性を確保するため、国土交通省の事業を活用し、公共交通体系の見直しを行ってまいります。

地域の事業者や住民等で組織する「地域公共交通活性化協議会」が事業主体となり、新たな路線の実証運行や各種実態調査等を実施し、行政、事業者及び地域住民が連携し、今後の本市の地域公共交通の指針となる計画を策定いたします。

一方で、生活に身近な道路や住宅の整備も欠かせません。20年度は、新たに栄地区の生活道路である、栄2条通の道路整備に着手するとともに、市の単独事業により、萩見、朝日地区の道路・側溝整備を行います。

住宅環境の整備として、市営住宅の改修等を進めます。はまなす団地の改修の継続や、市営住宅への火災警報器の設置を進めるほか、声問団地の水洗化の整備を実施いたします。

より豊かな市民生活を実感するには、情報通信の基盤整備に向けた取組みも必要であります。

本市南地区においては、光通信によるブロードバンドの基盤整備が進んでおりましたが、北地区への整備拡大の早期実現に向けて市民、関係団体と一体となり事業者等に要請してまいります。

現在の地上アナログ放送は平成 23 年 7 月をもって、地上デジタル放送に移行することとなります。

本市のデジタル放送の開始は、NHKが本年中、他の民法 4 社は、21 年の予定となっております。中継局整備や難視聴地域対策につきましては、国の支援措置を活用しながら、放送事業者と連携し現在の視聴エリアの確保に努めてまいります。

次に、重点化施策でも述べましたが、経済の活性化には様々な産業が連携し合うことが大切であります。

特に観光は裾野の広い産業であり、それを中心に好循環が生まれることを期待しております。

先ず、稚内を知っていただくため季節折々の景観や各種イベントの情報発信を集中的・効果的に行い、道内、国内の観光客誘致

はもとより、香港、台湾等の海外観光客の誘致宣伝活動を行い、集客力の向上へとつなげたいと考えております。

また、道内で、4番目のルート指定を受けた「宗谷シーニックバイウェイ」を活用し、観光客の心に残る宗谷の旅の演出づくりへとつなげるため、他の自治体や関係機関、団体とともに連携協力し、一層の活動体制の充実に向け取り組んでまいります。

本市の基幹産業である漁業の振興のため、水産物の安定生産に向けて、ウニやナマコの種苗生産や中間育成に対する支援を行ってきました。今までの努力が実り、沿岸漁業は好調に推移しております。今後も育てる漁業の振興に向け、資源維持や増大への取り組みに対し、支援を継続してまいります。

酪農業においては、規模拡大が進む中、生産性の向上やコスト削減のため、法人化や分業化、協業化を図り、経営の改善効率化を推進してきました。

分業化の一つとしての役割を担ってきた大規模草地では、施設の老朽化や農家の要望等から、昨年からの施設の更新拡充を進めており、20年度で完了いたします。

これを契機に、本施設の経営の効率化や預託体制の充実を図るため、指定管理者制度の導入に向け検討を行ってまいります。

また、経営を継承した事業者が引き続き生産する「宗谷黒牛」の安全性を広く周知するなど、地域ブランドとしての定着と消費拡大を支援してまいります。

昨年から商業の活性化をめざし起業化支援を展開しております。新たに起業を目指している方に対し、専門家による起業化支援塾や個別相談、セミナーなどを開催しており、現在、起業塾の受講者の中から数名の方が、本格的な開業の検討に入っております。20年度は、これまでの取組みに加え、開業に向けたスタートアップとして、空き店舗を利用した「チャレンジショップ」や本格的な市場調査、事業計画等の支援を中心に起業を促すことで、雇用の創出、新たな店舗の参入による活力ある市街地づくりにつなげたいと考えております。

本市経済の活性化のためには、地理的優位性を最大限に活用したサハリン州との交流の拡大に向けた取組みが重要であります。そのため、人や物資の交流、流通に欠かせない日ロ定期フェリー

航路への支援を行ってまいります。

また、20年度は、日本船による日ロ定期フェリー航路運航10年の節目であり、更に新たな国際フェリーターミナルのオープンを記念し、サハリンへ市民交流団を派遣し、定期航路やサハリンの現状について、市民の皆さんに理解を深めて頂きたいと考えております。

また、サハリン州の経済が好況であることから、サハリンから本市への観光客の誘致と受入体制を強化するとともに、各経済分野の会議等を本市で開催するなど、サハリン州との交流の更なる拡大を図りたいと考えております。

本年度から平成23年度にかけて、本市は歴史の節目を数多く迎えることから、一連の歴史をメモリアルと位置付け事業を展開してまいります。

これらは、市民とともに本市の歴史や先人の偉業を再認識し、更なる飛躍に向けたステップとすると同時に、記念事業、イベント等を継続して開催することにより観光への波及効果も期待しております。

20年度は、市制施行60年記念事業や稚内港開港60年記念事業をはじめとする各種記念事業を開催いたします。

市民一人ひとりが行政とともに自分たちのまちをつくりあげるためには、地域の活動や市政等に積極的に参画し、ともに汗や知恵を出し合うことが重要であり、その仕組みづくりが必要です。

そのため、自治基本条例に定める三つのまちづくりの基本原則をより具現化した仕組みを構築するため、「仮称 市民参画条例」を制定します。そのなかで、住民活動やコミュニティ活動に対する支援のあり方や、まちづくり委員会の役割を明確にするとともに、主体的に地域課題を解決する仕組みづくりを構築したいと考えております。

以上20年度の重点化施策及び主要施策について申し述べさせていただきました。

【結び】

最後になりますが、私は社会が大きく変革しようとしている時

代だからこそ、市民との信頼と絆に基づいた市政運営を大切にしたいと考えております。

職員、市民がともに英知を結集し、対話を重ね、夢を形にし、活力がある豊かなまちの実現を目指していくことが必要であり、そのための施策を着実に実施し、市政運営に邁進する所存であります。

改めて、市民の皆さん並びに議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上を私の平成 20 年度における市政執行方針とさせていただきます。 有難うございます。